

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「昭和31年9月30日付で確定した岩出町（市）と和歌山市との境界について確定してから以後変更がないとする総務部次長の発言について根拠となる文書」について存在しないとして行った情報公開請求拒否の決定は妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成27年4月15日、異議申立人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「昭和31年9月30日付で確定した岩出町（市）と和歌山市との境界について確定してから以後変更がないとする総務部次長の発言について根拠となる文書」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 同年4月28日、実施機関は、本件請求に対して、「請求文書が存在しない。」として、拒否する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年4月30日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

「請求拒否」は出来ないから拒否できる「公文書公開請求拒否できる条例を摘示（教示）し、条文がなければ、直ちに非開示決定」することを求める

第4 異議申立ての理由

- 1 今回開示請求文書件名は「昭和31年9月30日付で県報及び官報告示に基づいた和歌山市と岩出市（当時は町）の境界について字船戸地番131～、字北原1110～、字岩之谷1116～、字長谷1118～に岩出町を置く」は今も変更がない旨、岩出市総務部部長が発言した。
- 2 この発言が事実に基づいているならば、「岩出市」がその裏付けとして、永久保存する必要がある。
- 3 しかし、現実的には確定しているこれら字北原がJR船戸駅南側一帯に移動した不動産登記法違反事実がある。

- 4 この違反事実について現総務省に届けた事実が無いことを総務部次長は認めたことになるが、特定の業者に便宜を図ることは金銭等の授受と関係なく賄賂に当たる。
- 5 和歌山県マイクロフィルム「フラッシュ」15頁の「・・・処分申請書」には「岩出町長殿」が記載されている。
- 6 「岩出町長殿」記載の「・・・処分申請書」と「フラッシュ」編綴順序は矛盾する。
- 7 特に、「フラッシュ」113頁大字山崎全図写しの地図に、大字上三毛の字北原、字岩之谷全地番、字東山の1地番、字長谷の1地番を記載した地図は地方自治法第7条第1号規定に違反する。
- 8 従って、当該113頁地図が何処で何時作成され、何処が議会承認したか知る必要がある。
- 9 「請求拒否」は文書自体岩出町に存在していることを示唆しているが、岩出市情報公開条例の存否を明らかにせず開示拒否したことが「妥当である」と審査会が答申したことも違法行為と成る場合がある。

第5 実施機関の説明

- 1 市町村の境界変更の手続については、地方自治法第7条において市町村議会や都道府県議会の議決、総務大臣の告示などが必要とされている。
- 2 しかしながら、昭和31年9月30日の廃置分合以後に和歌山市との境界について、このような変更の手続はしていない。
- 3 境界変更の手続はしていないから文書が存在しない。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

- 1 本件処分の対象となった公文書について
 - (1) 申立人は、総務部次長が昭和31年9月30日付で確定した和歌山市との境界について確定してから以後変更がないとする発言について、根拠となる文書の公開を求めている。一方、実施機関は、境界変更の手続をしていないから文書も存在しないとしている。
- 2 本件処分の対象となった公文書の存否について
 - (1) 審査会は、対象となる文書が存在しないとする実施機関からの説明について検討を行った。
 - (2) 昭和31年9月30日の廃置分合以後に和歌山市との境界についてこのような変更の手続をしていないとする実施機関の説明については、境界変更に関する手続として地方自治法第7条において市町村議会や都道

府県議会の議決、総務大臣の告示などが必要とされており、境界変更をした事実があったならばこれらによって明らかになること、過去において、実施機関は境界変更と同様の手続が求められている廃置分合に関する文書である「昭和31年7月7日付で和歌山県知事あてに提出した岩出町を設置する処分申請書の控え」を申立人からの公開請求に基づき公開していることから、仮に境界変更をした事実があったとしてもその事実を隠蔽する理由はなく、不自然な点は認められない。

(3) 境界変更の手続はしていないから文書が存在しないとする実施機関の説明についても何ら不合理な点は認められない。

(4) よって、当該文書は存在しないものと言うべきである。

3 公開請求の拒否について

(1) 対象となる文書が不存在の場合の対応は、自治体によって異なる。1つは請求を拒否するというものと、もう1つは請求を受理した上で非公開処分とし、その理由として文書の不存在をあげるものである。

ところで、岩出市情報公開事務取扱要綱第3章の第1の10(1)では「公開請求が不適法として拒否することが適当であると認めた場合は、当該公開請求を拒否する決裁を行い」と定められ、また、同(2)イでは不適法として拒否することが認められる場合として、「公開請求に係る公文書が存在しない場合」と定められている。すなわち岩出市は、前者を採用している。

(2) 岩出市情報公開事務取扱要綱は、岩出市情報公開条例の施行に関し、市長が管理する公文書の公開に関する規則に定めるもののほか、情報公開に係る事務の取扱いについて同規則の委任を受けて定めるものであり、当該要綱の規定に基づき行った公開請求の拒否の決定は、情報公開条例に反するものではない。

4 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H27・5・11	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H27・5・12	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H27・5・20	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理

H27・5・22	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付 と反論書の提出依頼
H27・5・27	異議申立人からの反論書（正副2通）の受理
H27・6・1	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H27・6・25	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取